

けんしょう基金（第1回） 募集要項

2025年5月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は大分県臼杵市の「かぼすブリ」の養殖で有名な元重宝水産株式会社※社長の佐々木兼照氏の寄付金により設立されました。生まれ育った愛着のある地元の大分県で、未来を担う子どもたちの成長を願い、子ども食堂の地域に根差した活動をより充実させるための支援を行います。

※2021年3月より「株式会社大分みらい水産」に商号変更

助成額

1件あたり 30万円 以内

助成件数

10件程度

募集期間

2025年5月12日(月)～2025年6月20日(金) (WEB申請 17:00締切)

助成対象

- (1) 助成対象活動 大分県内の子ども食堂が主催する地域の子どもたちを支援する活動
こども食堂の運営をより活発にするための企画や活動の幅を広げる追加的な企画を歓迎します。
具体例) 通常開催日に追加実施する各種企画・夏休みのお楽しみ企画・調理効率を上げる器具の購入等
- (2) 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体
 - ① 大分県内において子ども食堂の運営期間が1年以上ある団体
 - ② 営利を目的としない事業を行う団体（法人格は不問）
※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
 - ③ 団体の活動をホームページ、SNS や会報誌等で公表していること
- (3) 助成対象期間 単年度（2025年7月1日～2026年6月30日）
- (4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。
単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。
家賃や通常の人件費等の経常費や申請事業活動以外でも使用する前提で購入するもの（パソコン・カメラ等の耐久消費財）は認めません。

留意事項

- ・ 助成団体の職員に対する委託費または謝礼の支払い経費は、助成対象とはなりません。（団体職員によるHPデザインや募集チラシの作成への報酬等）
- ・ 子ども食堂の代表が、代表または役員を務める団体または法人への発注費用も助成対象とはなりません。

応募方法



右記のQRコードまたはURL (<https://form.run/@kikaku-e1KsVx7YIGuxaqBzKqc0>) からWEB上申請を行ってください。応募には下記書類の添付が必要です。

申請補助資料は、公益推進協会のHP (<https://kosuikyo.com/>→募集中のマイ基金→助成金) からダウンロードしてください。

(1) 申請補助資料（助成実績・収支概要）提出はExcel形式を推奨します。

※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

(2) 定款または団体・グループの規約や会則

(3) 前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書

(4) 履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・コピーも可）（法人のみ）

(5) 活動状況の公表資料

※ホームページやSNSがある場合はURLを記載、紙媒体の場合は直近の資料を提出してください。

(6) 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

(7) 【任意提出】企画書（A4 1枚まで）

※前年度の決算書と事業報告書は、かならず承認済のものを提出してください。（2024年が未承認の場合は2023年のものを提出してください。）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2025年7月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「**公益財団法人公益推進協会 けんしょう基金による助成事業**」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をGoogleフォームにて提出してください。

① 助成事業報告書（指定書式）

- ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- （１）助成対象事業が完了しなかったとき
- （２）助成金を他の用途に利用したとき
- （３）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （４）公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- （５）決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- （６）応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6 - 7 - 9 新橋アイランドビル 2 階

公益財団法人公益推進協会 けんしょう基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】けんしょう基金_団体名」としてください）

